

第9回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和4年10月5日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和4年10月5日 午前10時26分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	眞下繁美	○		
2	高橋昭彦	○		
3	都丸正隆	○		
4	齊藤由香	○		
5	鳥山孝子		○	
6	廣瀬 淳	○		
7	岸 正二		○	
8	田中修之	○		
9	高井眞佐実		○	
10	青木明雄	○		
11	内山繁司	○		
12	奈良嘉祐	○		
13	齊藤美保	○		
14	角田壽一	○		
15	飯塚敬子	○		
16	野村 隆	○		
17	青木洋一	○		
18	石田玉枝	○		
19	山本彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋藤光男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩崎雅信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿部正雄	○		農地利用最適化推進委員班長
	諸田好真	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席14番 角田 壽一 委員
議席15番 飯塚 敬子 委員

議事参与が制限された委員数 2人 傍聴人数 0人

委員以外の出席者 事務局長 千木良 典行
副事務局長(農業振興係長) 小野 宏仲
統括主幹(農地調整係長) 吉田 徳之
主 事 奥山 早紀

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

総会については、8月から新型コロナウイルス感染症に配慮して縮小体制で行っていましたが、感染者数が全国的に減少してきましたので、今回の総会から通常の体制で行うことになりました。マスクの着用等の感染予防対策は、引き続きよろしく願いいたします。

また、開会前に、石田玉枝委員から委員のみなさまにご母堂様のご葬儀に際しまして、お礼のごあいさつがございます。石田委員、よろしく願いいたします。

(石田委員 お礼)

事務局

続きまして、事務局職員の儘田主事がご結婚され氏が奥山になりましたので、ご承知おきください。

続きまして、協議書と議案書の差し替えがありますので、ご報告いたします。差し替えの理由については、委員の皆様へ協議書等を発送後、協議書の一部を修正することとなったため、また、議案書の議案番号第10と第11の変更があったため、差し替えの協議書と議案書をお手元に配布させていただきました。よろしく願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を努めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

改めまして、おはようございます。

始まる前に、毎度のことでございますが、ご協力をお願いいたします。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切っていただきたいと思っております。

それでは、令和4年度第9回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は、19人中16人で会議は成立しました。

なお、議席番号5番、鳥山孝子委員、議席番号7番、岸正二委員、議席番号9番、高井眞佐実委員から欠席の届出がございました。

それでは早速ですが、議事に入ります。

まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、「本日1日」といたしたいと思いま

す。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。
続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。議事録署名委員に、議席番号14番、角田壽一委員、議席番号15番、飯塚敬子委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、角田壽一委員と飯塚敬子委員に決定いたしました。
続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。
報告書の1ページをお願いいたします。
以降、着座にてご説明させていただきます。
農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。
この度の届出は、1ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。
以上で、報告第1号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告は終わりました。
質疑がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。

報告書の3ページをお願いいたします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、3ページから4ページに記載の番号の1番から5番の5件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。

報告書の5ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、5ページから10ページに記載の番号1番から12番の12件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。

また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。

以上で、報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の報告は終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第6、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。

報告書の11ページをお願いいたします。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、11ページに記載の番号1番から3番の3件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期及び転用目的は、記載のとおりであります。

以上で、報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川・伊香保地区を斉藤美保第2班長、子持・赤城・北橘地区を石田玉枝第2班長より報告をお願いします。

最初に、斉藤第2班長お願いいたします。

13 番 はい、議長。13番、斉藤。

議 長 はい、13番、斉藤美保委員。

13 番

着座にて説明させていただきます。

令和4年9月27日に実施しました、第2班、渋川・伊香保地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、岸委員と私、斉藤。事務局は、小野副事務局長、中嶋主任の計4名で実施しました。渋川地区の今回の許可申請は、第5条による申請が9件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

5条申請であります。

7ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は道路、西と北は宅地、南は畑となっています。問題ないと思われれます。

申請番号5の2番の現地は、東は道路、西は畑、南は宅地、北は畑と宅地となっています。問題ないと思われれます。

申請番号5の3番の現地は、東は一体利用する転用許可申請地、西と南と北は道路となっています。問題ないと思われれます。

8ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東は畑、西は一体利用する転用許可申請地、南と北は道路となっています。問題ないと思われれます。

申請番号5の5番の現地は、東と南と北は道路、西は田となっています。問題ないと思われれます。

申請番号5の6番の現地は、東は田、西は畑、南は水路、北は道路となっています。問題ないと思われれます。

9ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東と西は畑、南は墓地、北は一体利用する宅地となっています。問題ないと思われれます。

申請番号5の8番の現地は、東は畑と山林、西は宅地、南は道路、北は畑となっています。問題ないと思われれます。

申請番号5の9番の現地は、東と南は道路、西は山林、北は一体利用する宅地となっています。問題ないと思われれます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われれます。

以上で、第2班、渋川・伊香保地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続いて、石田第2班長お願いいたします。

18 番

はい、議長。18番、石田。

議 長

はい、18番、石田玉枝委員。

18 番

着座にて説明させていただきます。

令和4年9月27日、火曜日に実施しました、第2班、子持・赤城・北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、青木洋一委員と私、石田。事務局は、吉田係長、儘田主事の計4名で実施しました。

今回の子持・赤城・北橘地区の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が6件、競売農地の買受適格証明願が1件、合計9件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。

3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と南は宅地、西は道路、北は雑種地となっています。問題ないと思われます。

次に、5条の計画変更申請であります。

5ページをご覧ください。

番号1番の現地は、4条申請、申請番号4の1番の現地と同じですので、省略させていただきます。

次に5条申請であります。

10ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東と北は畑、西は宅地、南は道路となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の11番の現地は、東と西と北は宅地、南は道路、北は畑となっています。これも問題ないと思われます。

申請番号5の12番の現地は、東は道路と雑種地、西は道路、南は畑、北は畑と雑種地となっています。これも問題ないと思われます。

申請番号5の13番の現地は、東は道路、西は畑、南と北は宅地となっています。これも問題ないと思われます。

11ページをご覧ください。

申請番号5の14番の現地は、東は道路、西は畑と道路、南は畑と宅地、北は宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の15番の現地は、東と南は畑、西は宅地、北は道路となっています。これも問題ないと思われます。

次に買受適格証明願であります。

13ページをご覧ください。

番号1番の現地は、東と南は宅地、西は道路、北は一体利用する宅

地となっています。これも問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第2班、子持・赤城・北橘地区の現地調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。現地調査の報告が終わりました。
ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
以上で、現地調査報告を終わります。
続きまして、議事日程第8、協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定についてを議題とし意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 着座で説明させていただきます。ただいまご上程いただきました、地籍調査における農地に関する地目認定について、ご説明いたします。
協議書の1ページをお願いします。
協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定について、次のとおり、協議があったので意見の決定を総会にお願いするものです。
なお、詳細につきましては、土木管理課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議の程お願いします。

議長 それでは、土木管理課の担当者から説明をしていただきます。

土木管理課 土木管理課、国土調査係の林です。
はじめに、地籍調査事業の概要について、簡単に説明させていただきます。
地籍調査とは、国土調査法で定められた国土の開発及び保全、並びにその利用の高度化を資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的、且つ総合的に調査することを目的とした調査であり、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに、境界及び地積に関する調査を行い、その結果を基に、地図及

び簿冊を作成することになります。

渋川市では令和3年度から2か年にわたり、渋川市赤城町津久田地内の一部を津久田Ⅳ地区として現地調査及び測量を実施しております。

津久田Ⅳ地区は、調査面積0.14平方キロメートル、468筆を調査いたしました。

それでは、お手持ちの協議書についてご説明いたします。

協議書1ページ目をご覧ください。

1枚めくっていただいて、2ページから14ページまでが、津久田Ⅳ地区の現地調査の結果において、農地に関する登記地目と現況地目に相違のある土地をまとめた表になります。表頭の左から土地の所在、所有者住所、所有者名、調査前及び調査後の地目になります。

また、表中の調査後地番618番4、651番3、713番2の3筆については、削除させていただきます。簡単ですが私からの説明は、以上となります。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いたします。

14 番 はい、議長。14番、角田。

議長 はい、14番、角田壽一委員。

14 番 折角の機会なのでお尋ねしたいのですが、よろしいでしょうか。
うちの地域も、夏の暑い時期に地積調査ではお世話になりました。その中で、赤城村の時代のものがちょこちょこありまして、確認不能とか不明とかがあるのですが、これはここで今日確認できれば、このまま地籍調査は終了ということになるのでしょうか。ちょっと素人でよく分からないのですが、夏うちの界限でやったときには、それぞれに確認の標識が立っていましたが、最後は分からないということでそのまま処理されてしまうということで良いですかね。その辺どうなんでしょうか。確認というか参考までにお尋ねしたいんですけれど。

土木管理課 現地確認不能のところですかね。

課

14 番 はい。

土木管理課 自分の方から説明させていただきます。土木管理課国土調査係の谷と申します。

原因及び日付のところで、現地確認不能の横に括弧で、現況河川、一級河川栗の木川とかですね。あと、だいたい水路敷が今回対象とな

っているのですけれども、国土調査の中で現況道路や現況水路となっているところは、各筆の境界線というのが実は分りません。今回、調査の中では、ここは水路の中に入っていますが、現地で細かいことは分からないということで処理をさせていただきます。現地確認不能の言葉で、道路の中に入っているかもしれないし河川の中に入っているかもしれないという形で、調査を終了することとなります。これが今回、公図にどのように反映させるかという、今までは各道路の中で繋がっていたのですけれど、今回現地確認不能という処理だと、道路の中の状態が分からないので、道路とか民地とか各筆の境界は決めますが、道路の中は分からないということなので、各筆の細かい筆界とかは記載されず、今度、公図の方が「道」という表示に変わってきます。現地確認不能ということで、公図の方はこのような形になっているということをご理解をいただきたいと思います。

14 番 はい、分かりました。参考になりました。大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

議長 他に何かございますか。

6 番 はい、議長。6番、廣瀬。

議長 はい、6番。廣瀬淳委員。

6 番 今、現地確認不能という場所について、地目について詳細について分からない、現地の確認が不能だったら、調査後の地目は、田や畑が特定できないので、そこはそのままになっちゃうのですか。現地確認不能という処理をすることになるのですか。

土木管理課 その現地確認不能なんですけれども、実際は道路の中に入っているので、地目も公衆用道路になるのではないかという考え方もあるので、筆の特定ができないので、現地確認不能というのが基本的な考え方になります。登記簿の地目も、どこにあるか分からないので、従前のままで処理するので、調査後地目も、調査前地目が例えば田であったとしても、調査後地目は田ということで処理をさせていただきます。

6 番 要するに、現地確認不能の場合には調査前の地目を尊重して記載するということですね。

土木管理課 そうです。それなので、面積とかも一切いじらないということにな

課 おります。

6 番 はい、分かりました。

議 長 その他に何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、審議を打ち切ります。
お諮りします。協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定については、主管課において地目変更登記の手続きを行うことでご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり決定することに決しました。
続きまして、議事日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号3の1番から6番の6件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。
議案書の1ページから2ページ関連です。
議案書の1ページをお願いいたします。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。
申請番号3の1番から6番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。
申請番号3の1番及び3番は、農業経営規模拡大のための申請となります。
申請番号3の2番は、農業経営効率化のための申請となります。
それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

なお、申請番号3の3番は、交換による所有者移転のため、7月5日の総会にお諮りし、農地法第3条の規定による許可を受けましたが、契約の内容が変更となったため、9月7日に申請人より許可取消願が提出され、許可を取り消した案件です。今回は、贈与による所有権移転のための申請になります。

2ページをお願いします。

申請番号3の4番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

申請番号3の5番及び6番は、農業経営効率化のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から6番の6件について審議します。

ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 それでは質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号、申請番号3の1番から6番の6件については、許可することで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号3の1番から6番の6件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後

の計画変更申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名等、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

申請番号1番は、変更前申請人は、平成16年6月16日付け群馬県指令により「作業場兼住宅用地」として、農地法第5条の規定による許可を受けましたが、計画を見直し、申請地を「作業場及び駐車場用地」として目的変更申請するものであります。

なお、本案件は、第4条の申請が併せて提出されております。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、申請番号1番の1件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第2号、申請番号1番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第11、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番の1件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。

申請番号4の1番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第4条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号4の1番の1件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号、申請番号4の1番の1件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第12、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号5の1番から15番の15件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による、許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の7ページから11ページ関連です。議案書7ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとお

り農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から15番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の2番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の3番は、農用地区域内にありますが、転用目的が農業用施設用地であることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。8ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、農用地区域内にありますが、転用目的が農業用施設用地であることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の5番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の6番は、市街化が見込まれる市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われま

す。9ページをお願いいたします。

申請番号5の7番は、JRの駅から約400メートルのところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の8番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。申請番号5の9番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。なお、当該受人は令和3年11月16日付け指令により「太陽光発電用地」として5条の転用許可を受けましたが、当該転用許可において許可違反の疑いがあることから、県と調整を行っている状況であります。

つきましては、現段階では、許否の判断は保留とし、引き続き来月の総会に上程させていただきたいと思いま

す。10ページをお願いいたします。

申請番号5の10番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地

の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の11番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の12番は、農業公共投資がある区域ですが、一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の13番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、当該申請において、提出書類に不備があり総会までの提出を依頼しておりましたが、当該申請人より提出が遅れる旨の連絡がありました。

つきましては、現段階では、許否の判断は保留とし、引き続き来月の総会に上程させていただきたいと思ひます。

11ページをお願いいたします。

申請番号5の14番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の15番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から15番の15件について審議します。質疑のある方はお願いします。

14 番 はい、議長。14番、角田。

議 長 はい、14番。角田壽一委員。

14 番 申請番号5の9番は、許可をしたけれども違反があったということですが、個人情報にかかわるかどうかわかりませんが、違反情報というのは、ここではあからさまにはできないことですか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 農業委員さんが業務で知り得たことは、守秘義務というのがあります。

すので、特にこの場で申し上げられないことはないのですが、今回の違反については疑いがあるということでご承知おきいただければと思います。まだ、違反かどうかについて、県と調整しながら、今後どうしていくかというところで事務局の方が考えていく状況でございます。

内容につきましては、去年の11月に同受人が、太陽光の第5条の転用許可申請がございました。川島地内での太陽光の申請ということになっています。この場所について、受人が転用の実行者ということで、登記簿を確認をいたしましたら、移転先が別の者になっているような状況でした。転用の許可を受けた人と違う人に所有権を移転してしまっただけという状況なので、現在は県とどのような形で対応するか調整しているような状況でございます。

14 番 はい、理解しました。

議 長 他に質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第4号、申請番号5の1番から15番の15件のうち申請番号5の9番の1件については、当該受人が以前受けた5条転用許可について違反の疑いあり、事業の確実性の観点から農地法第5条第2項第3号の規定により保留とし、また、申請番号5の13番の1件については、申請書類に不備があることから同じく保留とするということでご承知おきください。

このほか、3,000平方メートルを超える案件の申請番号5の3番、4番及び9番の3件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため許可相当とし、残りの10件は許可することでご異議ありませんか。

2 番 はい。2番、高橋。

議 長 2番、高橋昭彦委員。

2 番 5の9番に関して、9月の太陽光の審議会でも許可相当になっています。その辺については、環境森林課の方に許可の連絡はするのでしょうか。環境森林課に、農地法違反の前例があるかどうか、話の中で伝えていただきたい。よろしくお願いします。

事務局

承知しました。

議 長

他に何かございますか。

(「なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の1番から15番の15件のうち申請番号5の9番及び13番の2件については保留とし、申請番号5の3番、4番及び9番の3件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、問題ない場合は、渋川市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規程により許可書を交付し、それ以外の10件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第13、議案第5号、競売農地の買受適格証明願（農地法第5条該当）についてを議題とし、議決を求めます。

番号1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、競売農地の買受適格証明願（農地法第5条該当）につきまして、ご説明いたします。

議案書13ページをお願いいたします。

議案第5号、競売農地の買受適格証明願（農地法第5条該当）について、次のとおり競売農地の買受適格証明願がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

該当農地につきましては、項番4のとおりで、番号、土地の所在、地番、地目、面積、所有者氏名等、議案書に記載のとおりです。

転用目的の願出人につきまして、氏名、住所、転用目的、申請地、申請事由、農地区分等は議案書に記載のとおりです。

今回の申請地につきましては、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま。

なお、今回、買受適格証明された者が、所定の手続きのうえ、競売物件を落札し、その後、農地法第5条の規定による許可申請書が、当農業委員会に提出された場合は、次回開催の委員会審査を待たずに、会長専決規程により許可書を交付することの内容で、ご議決していただきたいと思ひます。

以上で、競売農地の買受適格証明願についての説明を終わります。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第5号、番号1番の1件については、許可すること
でご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。
なお、落札者が同趣旨の農地法第5条の規定による、許可申請書を
提出したときは、会長の裁決で許可することに決しました。
続きまして、議事日程第14、議案第6号、農用地利用集積計画の決
定についてを議題とし、議決を求めます。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、議案第6号、農用地利用集積計画の決
定についてをご説明いたします。
議案書の15ページをお願いいたします。
農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いす
るものでございます。内容についてご説明いたします。
この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の
規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなっております。
今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川地区、小野上地区、
子持地区、赤城地区、北橘地区における農用地利用集積計画であります。
なお、この計画概要の公告は、令和4年11月1日を予定しております。
計画概要につきましては、15ページの表の右の列に記載のとおり、利用
権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が81人、借受人が62人、
筆数が205筆、面積が28万570.77平方メートルです。この個別の内訳は、1
6ページから25ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。
また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項
の各要件を満たしているものと考えております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。
ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。
まずはじめに、利用権設定総括表、番号106番の1件について審議します。
渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定により会長が議長を務めておりますが、先ほどの議事参与の制限により、議事に参与できません。このため、渋川市農業委員会規程により、会長職務代理者が、会長が欠けたとき、その職務を代理することになっておりますので、この審議については、高橋会長職務代理者を議長に指名いたします。

(関係委員 退席)

議 長
(2番)

この事案について議長を務めさせていただく、会長職務代理者の高橋です。よろしくお願いいたします。
それでは、番号106番の1件について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長
(2番)

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。
番号106番の1件については、議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

議 長
(2番)

異議なしと認め、番号106番の1件については、承認することに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。
議長を交代します。ありがとうございました。

(関係委員 着席)

議 長

議長を交代いたしました。
引き続き議事を進行させていただきます。
利用権設定総括表、番号57番から61番の5件について審議しますの

で関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員 退席)

議長 それでは、番号57番から61番の5件について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。
番号57番から61番の5件については、議案のとおり認めることで、
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、番号57番から61番の5件については、承認するこ
とに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員 着席)

議長 続きまして、番号57番から61番及び106番の6件を除く、番号1番か
ら205番の199件について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。番号57番から61番及び106番の6件を除く、番号1番
から205番の199件については、議案のとおり認めることでご異議ござ
いませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、番号57番から61番及び106番の6件を除く、番号1
番から205番の199件については、承認することに決しました。
以上をもちまして、第9回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

| 閉会 <午前10時26分>